

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	① 管理の基本方針	管理の基本方針が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。	10点
	② 平等利用・安全の確保	市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第27条第3項第2号)	① 安定的な経営資源	当該管理業務を行っていくために必要な経営資源（ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等）を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。	10点
	② 財務規模、組織状況	事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。	
	③ 事業実績	類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第27条第3項第3号)	① 利用者・利用者ニーズの把握	当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。	15点
	② 個人情報保護、情報公開の考え方	個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。	
	③ 人権尊重の考え方	人権尊重の考え方が適切か。	
	④ 障害者等への考え方	障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。	
	⑤ 広報・モニタリング計画	利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第27条第3項第4号)	① 休館日、開館時間の考え方	休館日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。	15点
	② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画	適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。	
	③ 利用料金の考え方	市民が利用しやすい料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。	
	④ 苦情対応の考え方	利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。	
	⑤ 非常時対策	非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。	
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第27条第3項第5号)	① 目標設定	当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。	20点
	② 目標達成の方策	上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。	
	③ 自主事業の実施計画	自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (同条例第27条第3項第6号)	① 経費削減の考え方・方法	費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。	10点
	② 収支計画	収支計画は適切か。	4点
	③ 指定管理料の削減	市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与 削減率 2%以上4%未満：1点 4%以上6%未満：2点 6%以上8%未満：3点 8%以上：4点	
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第27条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用	障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	10点
	② 市内経済の活性化	市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	
	③ 地域振興、地域コミュニティの醸成	地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	
	④ 環境問題への取組	省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	
	⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに2点ずつ付与（グループ応募の場合は、4の項目を除き、すべての者が満たしていること。） 1 障害者の雇用状況報告義務があり平成28年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（*）を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合 3 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 4 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。） 5 ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	6点
			計100点